

令和6年度市報「広報かしま」作成業務  
プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和6年度市報「広報かしま」作成業務(以下「本業務」という。)を委託する事業者を選定するための企画提案について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

市政に関する情報を市民の方へわかりやすくお知らせし、市政への興味や関心をもってもらうのは勿論のこと、市民の皆様に興味を持って読んでいただける魅力的な市報づくりを目的とする。

特に重要課題については的確な情報提供を行い、市民の方の理解を得る事で事業推進の一助とする。

### (2) 業務内容

別紙「令和6年度市報『広報かしま』作成業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

### (3) 履行期間

令和6年4月1日～令和6年12月31日(「広報かしま」令和6年5月号～令和7年1月号)

### (4) 提案上限額

8,993,000円(消費税及び地方消費税含む)

## 2 参加資格

下記要件をすべて満たす法人であること。ただし、契約締結日までの間に当該参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 過去5年以内に九州内自治体における自治体広報紙制作の実績があること。
- (3) 佐賀県または近県(福岡県、長崎県)に本社(本店)を有し、緊密な連絡調整が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第22号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (6) 契約締結までの間に、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」その他の国、地方自治体の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 納税すべき国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (8) 鹿島市暴力団排除条例(平成24年鹿島市条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

### 3 実施スケジュール

内容	日程・期限
手続開始の公告（公募開始）	令和6年1月29日（月）
仕様書等に関する質問表の提出期限	令和6年2月13日（火）
〃 への回答	令和6年2月16日（金）
参加申込書、参加資格確認資料の提出期限	令和6年2月20日（火）17時まで必着
参加資格確認結果通知書送付（提案者の決定）	令和6年2月22日（木）
企画提案書、実績書の提出期限	令和6年2月29日（木）17時まで必着
プロポーザル審査会、見積書の提出	令和6年3月6日（水）予定
審査結果通知発送及び公表	令和6年3月8日（金）予定
業務委託契約の締結	令和6年4月1日（月）予定

### 4 手続き等

#### (1) 問い合わせ

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

鹿島市役所 企画財政課 秘書広報係 (TEL) 0954-63-2114 (FAX) 0954-63-2129

(メール) [kouhou@city.saga-kashima.lg.jp](mailto:kouhou@city.saga-kashima.lg.jp)

#### (2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、公告の日から鹿島市ホームページに掲載する。

[\(https://www.city.saga-kashima.lg.jp/\)](https://www.city.saga-kashima.lg.jp/)

#### (3) 仕様書等に関する質問表（様式2）の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年2月13日（火） 17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 企画財政課

③ 提出方法 持参、郵送、FAX または電子メールで提出

#### (4) 質問表（様式2）に対する回答

令和6年2月16日（金）までに鹿島市ホームページにて回答を公表する。

#### (5) 参加申込書（様式1）及び参加資格確認資料（様式4）の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年2月20日（火） 17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 企画財政課

③ 提出方法 持参または郵送で提出

#### (6) 参加資格確認結果通知書送付（提案者の決定）

令和6年2月22日（木）までに電子メール及び同日発送の郵便で通知する。

#### (7) 企画提案書、実績書（様式3）の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年2月29日（木） 17時まで必着

② 提出場所 鹿島市役所 企画財政課

③ 提出方法 持参または郵送で提出

#### (8) プロポーザル審査会、見積書提出

① 実施日 令和6年3月6日（水）予定

② 実施場所 鹿島市役所 庁舎内会議室予定

③ 審査結果通知日 令和6年3月8日(金) 予定(電子メール及び同日発送の郵便)

※ 鹿島市ホームページでも公表

## 5 最適提案者の選定方法等

### (1) 評価基準等について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	評価項目	配点
基本方針・企画・内容	広報紙の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか。	15
	デザインやレイアウトで市民の興味・関心を惹きつけるような工夫がなされているか。	15
	文字や写真、イラスト等の色使いが適当で見やすい構成となっているか。	15
	読者を拡大する工夫・楽しませる工夫がなされているか。	10
	過去に企画編集された刊行物は、魅力あるものとなっているか。	5
	その他内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。	5
業務の監理体制・制作体制	責任者・役割分担等が具体的に明示され、本業務を確実に履行することができるものとなっているか。	15
	作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。	10
会社概要・実績、見積価格の妥当性	本業務にかかる費用は適当な額となっているか。	10

### (2) 選定方法

提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合得点が最も高い者を最適提案者として選定する。最高得点が高い者が複数いる場合は、審査会委員の合議により優先交渉権者を選定する。

#### 【審査(プレゼンテーション)の実施】

① 実施日 令和6年3月6日(水)を予定

② プレゼンテーションは、参加申込書の受付順で実施する。

※参加者が1者であった場合でもプレゼンテーションを実施する。

③ 提案者出席者数 3名以内

④ プレゼンテーションに要する時間

概ね30分(説明20分、質疑応答10分)程度とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

⑤ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

⑥ プレゼンテーションに要する機材

必要機材のうち、モニター及びケーブルは本市が用意する。パソコン等プレゼンテーションに必要な機器等は各自持参すること。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

6 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

7 契約手続等

選定された最適提案者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

8 その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 提案書について

- ① 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、参加資格除外の措置を行うことがある。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。
- ③ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。  
ただし、鹿島市情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。